

各位

会 社 名 河 西 工 業 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 社長役員 半谷 勝二 (コード:7256 東証スタンダード市場) 問合せ先 取 締 役 専 務 役 員 小 川 耕 一 (TEL. 0467-75-1125)

(開示事項の経過) 第三者割当による優先株式の発行、定款の一部変更、資本金・資本準備金の額の減少及 び剰余金の処分並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

当社は、2024 年5月9日付「第三者割当による優先株式の発行、定款の一部変更、資本金・資本準備金の額の減少及び剰余金の処分並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」(以下「2024 年5月9日付プレスリリース」といいます。)でお知らせしておりますとおり、日産自動車株式会社(以下「日産自動車」といいます。)との間で、投資契約(以下「本投資契約」といいます。)を締結し、本投資契約に基づき、第三者割当の方法により日産自動車に対して総額60億円のA種優先株式(以下「A種優先株式」といいます。)を発行すること(以下「本第三者割当増資」といいます。)を決議しております(なお、本第三者割当増資の詳細については、2024年5月9日付プレスリリースをご参照ください。)。

当社は、2024年5月9日付プレスリリースにおいて、本第三者割当増資に関し、2024年6月28日から2025年2月9日までを会社法上の払込期間として設定し、本投資契約において、本投資契約に規定する日産自動車の払込義務の前提条件の全部が充足又は放棄されることを条件として、2024年9月2日又は両当事者が相互に合意する日に払込みを行うことを日産自動車との間で合意している旨をお知らせしておりました。上記期間を会社法上の払込期間とした理由は、本第三者割当増資は、関連する競争当局の企業結合規制に基づき株式取得が可能となった後に払込みがなされることを予定しており、関連する競争当局の企業結合規則に基づく許認可等を勘案して払込期間を決定する必要があったところ、2024年5月9日時点では当該許認可等が得られる時期が確定できなかったためであります。

現在、本第三者割当増資によるA種優先株式の取得に関連するメキシコ競争当局の企業結合規制に基づく許認可等の取得に時間を要しており、本第三者割当増資の実施に向けた事務諸手続を勘案すると、その払込を2024 年9月2日に実施することが困難となりました。かかる状況を踏まえ、当社は、日産自動車との間で本第三者割当増資に係る払込日を2024 年10月1日を次の目標とすることを合意しましたので、お知らせいたします。なお、当社といたしましては、現時点で当該承認につき特段の障害はないものと認識しております。また、メキシコを除いた各国競争当局からの承認については、いずれもその取得を完了しております。

メキシコ競争当局からの承認の取得が完了次第、速やかにお知らせいたします。

以上